

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.6.1/383号



contents

- ◆ 経営セーフティ共済の節税の制限
- ◆ 2023年度の「税金滞納」倒産82件 コロナ禍後に急増
- ◆ セルフメディケーション税制について
(特定の医薬品購入額の所得控除制度) 手倉森早紀
- ◆ M&A 仲介会社からダイレクトメールが届いていませんか？

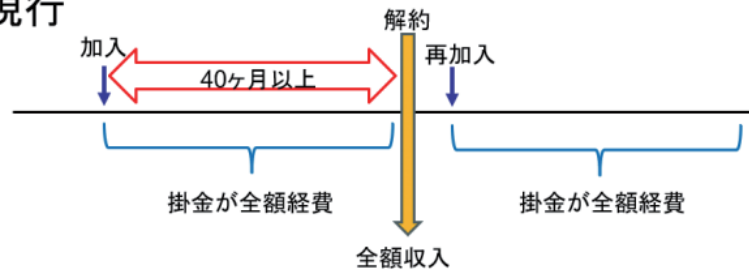
経営セーフティ共済の節税の制限

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できるため、節税として利用されています。なお、個人の場合、経費にできるのは事業所得者のみです。法人の場合は、賃貸経営でも経費にすることが可能です。掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。

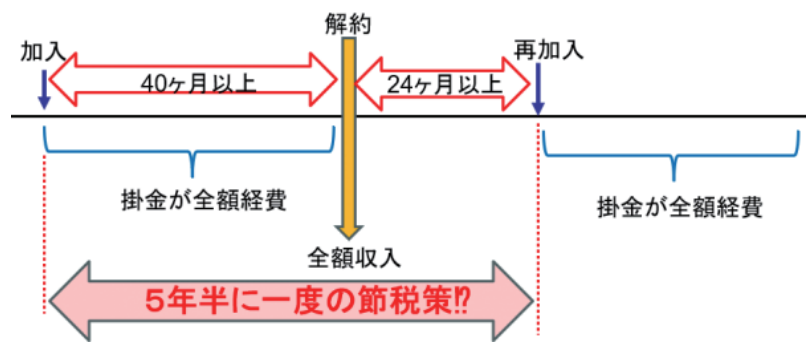
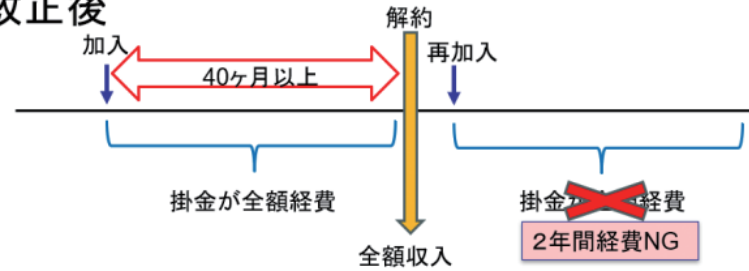
共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。なお、解約手当金は全額収入になります。

掛金残高が800万円に達するまで納付することができますので、800万円まで積み立てたら解約し、再度加入して経費にするとする方法が可能でしたが、令和6年度税制改正によりそれができなくなりました。共済契約の解除があった後、再度契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については、経費計上ができません。そのため、解約してから2年は経費にならないとなると、5年半に1回しか使えない節税となります。

現行



改正後



この改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用される予定です。すでに上限まで積み立てている方は、令和6年9月までに解約し、再加入することも検討した方がよいかもしれません。

2023年度の「税金滞納」倒産 82件 コロナ禍後に急増

東京商工リサーチが発表した「税金滞納倒産調査」結果によると、2023年度（4～3月）の「税金滞納（社会保険料を含む）」が一因となった倒産は82件で、前年度の24件から3.4倍に急増しました。

2014年度以降では2018年度の83件に次ぐ2番目の多さですが、コロナ禍以降の2020年度以降では最多を記録しました。コロナ禍の資金繰り支援に特例で1年間の納税猶予が認められましたが、経済活動が平時に戻ると特例はなくなり、通常通りの納付が求められます。



しかし、コロナ禍が収束に向かうに従い、円安、原材料や資材、光熱費の価格上昇に加え、人件費上昇などのコストアップが企業の負担になっています。このため、資金繰りに余裕を欠く企業は税金納付に資金を回せず、その結果、滞納で債権や資産の差押さえを受け、事業継続が困難になります。特に、社会保険料は労使折半で負担しており、徴収が厳しいとの声もありますが、徴収にあたっては企業に寄り添った支援も必要とみられます。

産業別は、10産業のうち、金融・保険業を除く9産業で前年度を上回りました。最多が「サービス業他」の22件（前年度比175.0%増）で、3年連続で前年度を上回りました。次いで、「卸売業」の13件（同160.0%増）、「製造業」の11件（同266.6%増）、「運輸業」の10件（同150.0%増）と続きます。前年度は発生がなかった「農・林・漁・鉱業」2件、「小売業」8件、「情報通信業」4件と、幅広い産業で「税金滞納」倒産が発生しました。

負債額別は、1億円以上が44件（前年度比266.6%増）で、2年連続で前年度を上回り、構成比は53.6%（前年度50.0%）でした。このうち、「1億円以上5億円未満」が24件（前年度比118.1%増）で2年連続、「5億円以上10億円未満」が12件（同1100.0%増）で4年ぶりに、それぞれ前年度を上回りました。また、「10億円以上」が8件で、2年ぶりに発生しました。

資本金別は、「1千万円以上5千万円未満」が31件（前年度比210.0%増）で、2年連続で前年度を上回り、構成比は約4割（構成比37.8%）を占めました。次いで、「100万円以上500万円未満」が24件（前年度比200.0%増）、「500万円以上1千万円未満」が14件（同600.0%増）と続きます。また、「1億円以上」（同300.0%増）と「5千万円以上1億円未満」（前年度ゼロ）で各4件と、大企業から中小・零細企業まで幅広く発生しました。

セルフメディケーション税制について (特定の医薬品購入額の所得控除制度)

セルフメディケーション税制とは

医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。2021年（令和3年）までの時限措置とされていましたが、5年間延長され2026年（令和8年）12月31日までの適用となりました。

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない点には注意が必要です。

下記の条件をすべて満たしている方はセルフメディケーション税制の利用が可能です。

- ① 購入時のレシートを保存している
- ② 購入額が世帯の合計で年間1万2000円以上である
- ③ 申告を行う対象となる年（対象の医薬品を1万2000円以上購入した年）に、予防接種や健康診断の受診など健康のための一定の取り組み（※1）を行い、その領収書又は結果通知表を保存している（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検査
- ④ 医療費控除を受けていない

レシートを紛失した場合、店舗によっては再発行が可能な場合があります。

対象となる医薬品は厚生労働省のホームページにリストが掲載されていますので、ぜひ確認してみてください。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品：
 - 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - (注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

20,000円
(対象医薬品の購入金額)

12,000円
(下限額)

- 8,000円が課税所得から控除される
(対象医薬品の購入金額: 20,000円 - 下限額: 12,000円 = 8,000円)

- 減税額
 - ・所得税: 1,600円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 所得税率: 20% = 1,600円)
 - ・個人住民税: 800円の減税効果 (控除額: 8,000円 × 個人住民税率: 10% = 800円)

参考：厚生労働省 セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

税理士法人AIFより皆様へ

M&A仲介会社から ダイレクトメールが 届いていませんか？

昨今事業承継問題の解決策の一つとして【M&A】が注目されており、
需要の高まりを背景にM&A仲介会社の数も急激に増加をしています。

中には、「**貴社との資本提携を検討している企業があります**」
といった旨のダイレクトメールを積極的に送っている仲介会社もあります。



「信用できる仲介会社か？」



「送付した意図は？」



「本当に相手先はいるのか？」

税理士法人AIFは専門家と連携し、
M&Aについての**無料相談**が可能です
DMへのご返信の前には是非一度ご相談下さい！

M&Aで譲渡を検討される皆様が重視することTOP6

従業員の
雇用継続

取引先との
取引維持

社名の維持

会社の成長

創業者利益の
確保

連帯保証・担保
の解除

お問合せ先：税理士法人AIF

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-5-3エルグビル2階
TEL 03-3980-2326